

2022 年 APEC 貿易担当大臣議長声明の概要

令和 4 年 5 月 23 日

1. 前文

- 現状について、様々な見解が表明された。会議では、経済回復が始まった時期における世界的なサプライチェーンの混乱、インフレ、食料・エネルギー危機など、我々の地域における新型コロナウイルス感染症からの回復がまだ脆弱であること、また、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋コミュニティという APEC のビジョンの達成状況への懸念が表明された。地域の平和と安定の確保の必要性及び国際法の遵守が、APEC が目指す包摂的で持続可能な経済成長の前提条件であるとの認識の下で意見表明がなされた。
- 現在我々が直面しているより複雑で横断的な課題への解決に不可欠な貿易の役割を認識し、プトラジャヤ・ビジョン 2040 を達成するために、「Open, Connect, Balance」のテーマのもと、以下の行動の必要性を強く支持する。

2. あらゆる機会への開放

【世界貿易機関 (WTO)】

- WTO を中核とするルールに基づく多角的貿易体制の重要性を再認識。自由で、公正、開かれた、無差別で、透明性のある、包括的かつ予測可能な貿易・投資環境を保護することを決意。公平な競争条件を確保するための努力を継続。監視、交渉及び紛争解決機能の有効性を向上させるために必要な WTO 改革を引き続き支持。
- 第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) において、安全で、有効、品質が保証され、かつ安価な新型コロナウイルス感染症ワクチン、治療薬、診断薬及びその他必要不可欠な医療品並びに貿易と保健に関連するその他の分野について効率的かつ公平な分配を促進する、タイムリーで実践的、効果的かつ将来を見据えた多国間の成果をもたらす取組への努力を支持。
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) が、より多くの新型コロナウイルス感染症ワクチンの研究、開発、投資、製造、分配の取り組みを支持することや、新型コロナウイルス感染症ワクチンに関する特定の知的財産保護の一時的放棄、また、WTO における貿易と健康に関する議論において、具体的かつ有意義な成果の追求を支援するよう引き続き取り組み、この成果を実現するために全てのエコノミーへの協働を奨励。

- 遅くとも MC12 までに漁業補助金に関する包括的かつ有意義な成果への合意を求める前回の要請を再確認。
- 世界食糧計画（WFP）の飢餓と栄養失調への闘いに対する取組への支援を再認識。WTO がこうした取組を有意義に支援する方法を早急に見つけることが重要。

【貿易円滑化】

- 「物流関連サービス」の APEC の定義（附属書 A）を歓迎。
- WTO 貿易円滑化協定、特に必要不可欠な物品のタイムリーかつ効率的な引き取りに関連する条項の実施を加速させるコミットメントを再確認。

【税関協力】

- 新型コロナウイルス感染症に関連する不法物品の国境を越えた移動に取り組む我々の助力を強化するため、「新型コロナウイルス感染症関連物品の税関管理に関するベストプラクティスガイドライン」を歓迎。

【アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）】

- プトラジャヤ・ビジョン 2040 に沿って FTAAP アジェンダに新たなモメンタムをもたらすことを決意し、従来及び次世代の貿易・投資問題を含む FTAAP アジェンダの進展を視野に入れて、対話と能力構築プログラムを継続するための複数年の作業計画を策定し、11 月の APEC 閣僚会合までに報告するよう実務者に指示。

3. 全ての次元で繋がる

【安全な渡航】

- 安全で継ぎ目のない旅行の再開を通じた地域の連結性の回復に寄与するための具体的かつ実地的な解決策に向けた APEC の取組を調整する臨時グループ、「セーフパッセージ・タスクフォース」の設立を歓迎。
- 「APEC 地域における予防接種証明書の相互運用のための自主的原則（附属書 B）」を歓迎。安全な通行のための APEC 情報ポータルの開発及び予防接種証明書の相互運用のための技術仕様の共有を期待。また、航空・海上乗務員の旅行円滑化から、保健技術、より包括的な APEC ビジネストラベルカード（ABTC）に関する継続的な議論まで、様々な側面を網羅する安全な通行に関する進行中の作業に留意。

【サプライチェーン】

- 地域における継ぎ目のない連結性を促進するため、ビジネス界が開かれた、安全かつ強靱なサプライチェーンを構築し維持することを引き続き支援。

【質の高いインフラ】

- 質の高いインフラ開発と投資を通じて、地域、サブリージョン及び遠隔地の連結性向上の重要性を認識。

【データフロー】

- 情報とデータの流通を円滑化し、デジタル取引におけるビジネスと消費者の信頼を強化することに協力。「APEC インターネット・デジタル経済ロードマップ (AIDER)」の実施の進捗を加速させ、実現可能で、包摂的かつ非差別的なデジタル経済を創出するよう実務者に強く要請。

4. 全ての面でバランス良く

【バイオ・循環・グリーン (BCG) 経済】

- 包括的でバランスのとれた持続可能な新型コロナウイルス感染症からの回復、長期的で強靱な経済成長及び環境・気候目標を達成するための手法としてのバイオ・循環・グリーン (BCG) 経済を支持し、首脳の見討のための独立した声明の作成を含む進行中の APEC の取組に留意。

【気候変動】

- 持続可能な開発のための 2030 アジェンダやパリ協定の目標達成といった、グローバルな取組に沿った、野心的かつ具体的な行動を可能にする経済政策を推進する必要性を認識。

【エネルギー】

- 今時のエネルギー市場の変動は、経済回復の重要な局面に消費者に負担を負わせている。これを踏まえ、安定的かつ持続可能な世界のエネルギー供給の重要性を認識し、世界的な気候変動目標と統合的なエネルギーミックスの多様化のための適切な選択肢を含む、地域におけるエネルギーの強靱性、アクセス及び安全保障を促進する必要性を強調。また、持続可能な経済成長と気候変動対策の達成は、持続可能で包摂的なクリーンエネルギーへの移行に大きく依存する旨認識。
- 無駄な消費を助長する非効率な化石燃料補助金を合理化し段階的に廃止するというコミットメントを再確認。この目的のために APEC の進行中の作業に留意し、努力を加速度的に継続。同時に、特に現在の世界的なエネルギー事情に鑑み、困っている人々に不可欠なエネルギーサービスを提供することの重要性を認識し、関連する能力構築イニシアティブへの支持を再確認。

【環境】

- 「2012年APEC環境物品リスト」と参照目的のための「統一システム2022」(HS2022)への更新に関する進捗を歓迎し、2022年11月の会合において更なる更新が行われることを期待。
- また、自主的で非拘束的な新生環境物品の参照リストの作成可能性に対する勧告を策定する議論の進展に留意。
- 非関税措置が環境物品の貿易に与える影響に関する更なる議論の重要性を認識。
- 環境及び環境関連サービスの貿易を増加させる方法の議論の進展を歓迎し、実務者に本作業の継続を指示。

【包摂性】

- 貿易・投資政策及び能力開発による早急な経済的包摂の前進や全てのコミュニティに所属する人々の豊かさに資する商業活動確保する目的への早急なる支持を認識。
- グリーン社会への移行において誰一人として取り残されることがないように、「APEC グリーン、持続可能、革新的中小零細企業戦略」における説明通り、イノベーション及びグリーンで革新的な技術の自発的な取り込みを促進する重要性を強調。

【汚職対策】

- 汚職を防止、撲滅するための基礎として、透明性、説明責任、高潔性を促進。

5. 終わりに

- 全ての国民と将来の世代の繁栄のために、アオテアロア行動計画を含むプトラジャヤ・ビジョン2040の活発で有意義な実施を追求するよう、実務者に要請。

附属書 A：ロジスティクス関連サービスの APEC 定義

(仮訳)

必要不可欠な物品の移動の迅速化及び円滑化を妨げる可能性のあるあらゆる関連サービスにおける不必要な貿易障壁を特定することの重要性を認識し、

輸送及び物流サービスに関する調整、効率及び透明性を強化することにコミットし、

グローバル・サプライチェーンの根幹として機能する物流ネットワークの円滑かつ継続的な運用を確保するという我々のコミットメントを再確認し、

そのような障壁が我々の世界貿易機関（WTO）及び特惠貿易協定の義務及びコミットメントとの整合性を確保する必要性に留意し、

サービス、特に必要不可欠な物品の流通を迅速化し促進するサービスに対する不必要な貿易障壁を特定し、その後取り除く検討をするという、APEC 貿易担当大臣が 2021 年に行ったコミットメントに対応する。

我々は、物流関連サービスの以下の定義を支持する。

物流関連サービスの定義

物流関連サービスとは、効率的で、持続可能で、安全かつ強靱なサプライチェーンの運営を可能とし、企業にとって物品及びサービスの予測可能な輸送、保管及び配達を可能とする一連の必須な経済活動である。これらのサービスには、特に以下のものが含まれる。

通関業務、

荷役作業、

保管・倉庫業、

貨物輸送、

郵便および宅配便サービス、

物流サービス及び、

航空輸送、海上輸送、鉄道輸送、道路輸送サービス

この定義は拘束力がなく、非網羅的であり、将来的に見直す余地がある。物流関連サービスの定義の目的は、更なる議論を促進し、これらのサービス分野が必要不可欠な物品の移動に与える影響について、APEC エコノミーが更なる理解を得る支援することにある。

付属書 B : APEC 地域における予防接種証明書の相互運用性に関する非拘束的原則

(仮訳)

APEC のプトラジャヤ・ビジョン 2040 及びアオテアロア行動計画の精神、特に、継ぎ目のない連結性の促進とデジタル・インフラの強化の目標に基づき、

新型コロナウイルス感染症の流行が全ての APEC エコノミーに与えた健康上及び経済上の大きな負担と、国境を越えた旅行の再開における安全の優先を確保する必要性を認識し、

人々の生命を守り、健康を保護すること及び新型コロナウイルス感染症の課題を克服するための協調的行動と協力に対する首脳のコミットメントを想起し、

世界的な公共財及び国境を越えた旅行の再開を支援する手段としての新型コロナウイルス感染症に対する広範な予防接種の役割並びに安全で、効果的で、品質が保証されかつ安価な新型コロナウイルス感染症ワクチンへの公平なアクセスの重要性を認識し、

スマートフォンや安定したインターネット接続を利用できないグループに対するデジタル包摂性及び我々のエコノミーにおける多くの人々に対する技術・医療物資へのアクセスに関する懸念を認識し、

APEC 地域内では、予防接種証明方式が様々な異なる手法や形式で開発されていること、また一部のエコノミーでは、国内の公衆衛生を管理するツールとしてデジタルで検証可能な予防接種証明書を使用していることに留意し、

APEC エコノミー間で、相互のワクチン接種証明書の信用性及びその基礎となるインフラとプロセスに対する信頼を構築することの重要性を再確認し、

グローバル・デジタル・ヘルス・パートナーシップ (GDHP) と経済協力開発機構 (OECD)

の支援を受け、世界保健機関が予防接種証明書の相互運用性の枠組みを開発するための技術的作業を進めていることに留意し、

APEC エコノミーには以下の取組を推奨する：

- 他の APEC エコノミーが発行した予防接種証明書を、越境時の入国や国境内を含む新型コロナウイルス感染症の予防接種証明書¹として認めること。

- できるだけ広範な形式の予防接種証明書を受け入れるための実際的かつ柔軟な手法を開発すること²。

- APEC 地域で使用されるデジタル検証可能な予防接種証明書形式の技術的相互運用性に向けた取組を支援すること。

- APEC 地域における包摂性を支援すること。

○デジタルで検証可能なワクチン接種証明書の方式がない、あるいは異なるワクチン接種証明書形式を使用するエコノミーからの旅行者を差別するような政策を回避すること。

○可能な場合、物資の乏しいエコノミーが本取組に参加することを支援すること。

- 信頼醸成、情報共有、能力構築を支援するため、予防接種証明に関する規制、手順、要件を公開すること。

¹ APEC エコノミーの国内保健規制当局による、個人がワクチン接種を受けたとみなすための承認と要件（すなわち、ワクチンの種類、ワクチンの投与量）に関する決定を害することはないものとする。

² 受け入れ可能な形式の範囲は、例えば、デジタル形式と非デジタル形式の両方、紙と非デジタルで検証可能な接種証明書、そして、異なる暗号化方法または署名プロセスを使用する証明書等を含む。

APEC エコノミーは、検疫の取極めを含む新型コロナウイルス感染症に関する自国内の法律、政策、手続は各エコノミーに責任があり、エコノミー内の国境入国及び公衆衛生事項を規制する権利は尊重され、守られるべきであると認識する。

新型コロナウイルスの感染症の流行と今後における
アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に関する議長ステートメント
（仮訳）

2022年5月21日にタイのバンコクで開催されたAPEC貿易担当大臣（MRT）会合の機会に行われたMRTとAPECビジネス諮問会議（ABAC）との官民対話（PPD）において、多様な情報が提示され議論された。MRT議長からは、APECエコノミーの統一見解ではない一般の見解が以下のとおり示された。

官民対話では、FTAAP及び新型コロナウイルス感染症の流行が地域経済統合アジェンダに関する今後のAPECの業務に与える影響について、興味深い議論を行った。

新型コロナウイルス感染症の流行は、我々の地域に前例のない課題を与えたが、APECの共有する願望及び長期目標であるアジア太平洋における自由で開かれた貿易・投資の達成に向けた進展が損なわれるようなことがあってはならない。したがって、APECのFTAAPに関する業務が、持続可能かつ包摂的な形で我々の地域の経済回復と成長に貢献し、将来の類似の危機に対して同地域が十分な備えを行うことを確保することが重要である。

進捗状況を把握するため、2016年のFTAAPに関するリマ宣言以降、例えば、非関税措置、サービス、税関手続、デジタル貿易・電子商取引及び環境分野といった従来及び次世代双方の貿易・投資問題に取り組む120以上のイニシアティブの実施を含む多くの作業が実施された。

従来FTAAPの道筋とされてきたものだけでなく、FTAAPの作業が有益に活用できるような新たな取組も含め、地域的取組において、最近の進展が留意される。FTAAPアジェンダの作業は、貿易円滑化と電子商取引を扱うが、これらは、地域における感染症流行といった打撃へ対処し、FTAAPに関する作業の方向性がそれないよう確保するために特に有用である。

APEC がアイデアのインキュベーターとしての役割を担うことを認識し、FTAAP アジェンダのいくつかの要素に関して、APEC エコノミー間で課題、隔たり、相違点が残っているが、同時に、感染症流行の観点から FTAAP に関する新たな議論を行う必要性について、新たなコンセンサスが生じている。

長年の主要なステークホルダーである ABAC は、特に、質の高い方法による経路合意収束、RCEP の批准と履行、次世代・投資問題における質の高いルールの策定、中小零細企業、女性や恵まれない層の経済参画、気候変動に対する貿易政策手法等といった民間分野の視点と優先事項を明確にした。

一方、今回の会合では、感染症流行による即座の経済的衝撃に対し取り組む上でその継続した関連性は十分に明白な、非関税措置、サービス貿易、税関手続きと貿易円滑化、透明性ルールといった従来の貿易・投資問題に加え、例えば電子商取引、デジタル貿易とデジタル経済、中小零細企業、女性、貿易と環境、サプライチェーンの連結性及び気候変動対策といった次世代の課題にも取り組む必要があることが強調された。

APEC は、能力構築と情報共有における強みと幅広い経験が評価されており、そのような手法は、FTAAP に関する将来の更新された業務を追求するために相応しい。FTAAP アジェンダに関する業務は、APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040 およびアオテアロア行動計画における首脳の任務を支援する観点から、能力構築、技術支援、知識共有を含む様々な方法を通じて実施することができる。

このため、APEC は、対等なパートナーシップ、責任の共有、相互尊重、共通の利益と恩恵の重要性を再確認する形で、FTAAP に関する業務を進める必要があることを考慮すべきである。この点で、会合では、平衡が取れた方法で地域内の経済を再開し、再び連結させるために、FTAAP に関する業務を継続するよう実務者に奨励した。

(了)